

情報倶楽部

29年12月

No. 261

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 役員又は使用人に金銭を貸し付けたとき

Q. 会社が役員や使用人に金銭を貸し付けるときは、利息を取らなければなりませんか？

A. 会社が役員や使用人に金銭を貸し付けるときは、原則として利息を取らなければなりません。

金利は、次の利率によることとなります。

1. 会社が他から借り入れて貸し付けた場合・・・その借入金の利率
2. その他の場合・・・貸付けを行った日の属する年に応じた利率

※平成27年～28年は年1.8%

平成29年中に貸付けを行ったものは年1.7%

会社が無利息又はこの利息より低い利率で金銭を貸し付けた場合は、下記に該当する場合を除き、上記の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が、給与として課税されることとなります。

- ①災害や病気などで臨時に多額の生活資金が必要となった場合
- ②会社における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率で貸し付ける場合
- ③①及び②以外の貸付金の場合で、上記の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が1年間で5,000円以下である場合

★ 駐車違反に係る交通反則金、レッカー代

Q. 先日、当社の従業員が業務中（得意先への商品の納入の際）に駐車違反をし、交通反則金のほか、レッカー代・駐車料金等の徴収金を支払うことになり、会社が負担しました。これらの費用は税務上どのように取り扱われますか？

A. 交通反則金は損金の額に算入されませんが、レッカー代・駐車料金等の徴収金は給与以外の損金の額に算入することができます。

法人税法では、法人の役員又は使用人に課された罰金等（交通反則金）を法人が負担した場合、その罰金等が法人の業務の遂行に関連してなされた行為等に対して課さ

れたものであるときは、法人の損金の額に算入されず、業務遂行中以外のものであるときは、役員又は従業員に対する給与とされます。

一方、レッカー代・駐車料金等の徴収金は車両の移動・保管・公示その他の措置に要した実費をその車両の運転者又は所有者等に負担させるものであり、法人税法で規定する罰科金等には該当しません。したがって、法人の業務遂行中のものである等、法人がその徴収金を負担することにつき相当の理由があるときは、法人が負担した徴収金は給与以外の損金の額に算入されます。

ご質問の場合は、業務の遂行に関連してなされた行為等に対して課されたものですから、交通反則金は損金の額に算入されませんが、徴収金は給与以外の損金の額に算入することができます。

所得 税

★ 不動産賃貸料の収入すべき時期

Q. 今年から不動産賃貸業を始めました。当月末に翌月分の賃料をもらいますが、来月もらう翌年の賃料は今年の収入になるのでしょうか？

A. 収入は、原則として支払を受ける年分に計上しますので、今年の収入金額となります。

不動産所得の家賃収入は、所得税法上、

- ① 契約又は慣習により支払日が定められているものについてはその支払日
- ② 支払日の定められていないものについては支払を受けた日
- ③ 請求があったときに支払うとされているものについては請求日

に計上するものとされています。

ご質問の場合は、来月の家賃を当月末日に受け取る契約になっているということですので、来年1月分の家賃は本年12月31日に支払いを受けることになり、本年の不動産所得に含めることとなります。

ただし、帳簿を備え付け、継続的にその年中の貸付期間（1月～12月）に対応する金額をその年分の不動産所得に含める処理をしている場合において、前受収益及び未収収益の経理を行うなど一定の要件を満たしているときは、1月分の家賃を12月に支払いを受けたとしても、本年において前受収益として処理をすれば、来年の収入に計上することができます。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1376.htm>

★ 個人事業の慰安旅行費用

Q. 私は小売業を営む個人事業者です。この度、2泊3日で慰安旅行に行く計画をしています。参加するのは、私と事業専従者である妻、2人の従業員です。この費用の取扱いはどうなりますか？

A. 社会通念上、一般的であると認められるものは、福利厚生費として必要経費に算入することができます。

所得税では、慰安旅行にかかる費用について、次のように取り扱うこととされています。

①従業員に係る費用

従業員にかかる費用は、それが社会通念上 一般的であると認められる程度のものであれば、福利厚生費として必要経費に算入することとなります。

②事業専従者に係る費用

事業専従者にかかる費用は、その費用が従業員と同一基準で支出されたものである場合は①に準じた取り扱いをすることができます。

③事業主に係る費用

事業主にかかる費用はその旅行に参加することが、従業員の監督上、どうしても必要であると判断される場合は、必要経費に算入することができます。

なお、事業主と事業専従者だけで旅行した場合の費用は家事的なものとして、必要経費に算入することはできませんので注意して下さい。

相 続 税

★ 相続税物納不適格不動産

Q. 相続税が納められそうにないので、不動産を物納しようと思っています。聞くとところによると、不適格となるものがあるとか。どのようになっていますか？

A. 次の不動産などは、物納に不適格となります。

- ①担保権が設定されていることその他これに準ずる事情がある不動産
- ②権利の帰属について争いがある不動産
- ③境界が明らかでない土地
- ④隣接する不動産の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の使用ができないと見込まれる不動産
- ⑤他の土地に囲まれて公道に通じない土地で通行権の内容が明確でないもの
- ⑥借地権の目的となっている土地で、その借地権を有する者が不明であることその他これに類する事情があるもの
- ⑦他の不動産と社会通念上一体として利用されている不動産もしくは利用されるべき不動産又は二以上の者の共有に属する不動産
- ⑧耐用年数を経過している建物(通常の使用ができるものを除く)
- ⑨敷金の返還に係る債務その他の債務を国が負担することとなる不動産
- ⑩その管理又は処分を行うために要する費用の額がその収納価額と比較して過大となると見込まれる不動産その他、一定の不動産

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4214.htm>